

会 議 記 録

会議名称	令和5年度第3回杉並区子どもの権利擁護に関する審議会	
日時	令和6年1月15日(月) 18時30分～20時33分	
場所	杉並区役所 中棟6階 第4会議室	
出席者	委員名	高木委員、谷村委員、田村委員、増田委員、向井委員、曾山委員、板垣委員、佐野委員、横田委員、岡野委員、若松委員、野村委員、新藤委員
	事務局	子ども家庭部長、子ども家庭部子ども政策担当課長(子ども家庭部管理課長兼務)、子ども家庭部地域子育て支援課長、子ども家庭部子ども家庭支援課長子ども家庭部児童相談所設置準備課長兼務)、子ども家庭部保育課長、子ども家庭部保育施設担当課長、子ども家庭部児童青少年課長、子ども家庭部学童クラブ整備担当課長、保健福祉部障害者施策課長、杉並保健所保健サービス課長、教育委員会事務局参事、教育委員会事務局済美教育センター教育相談担当課長
傍聴者数	13名	
配付資料	資料1	杉並区子どもの権利擁護に関する審議会委員名簿及び席次表
	資料2	杉並区子どもの権利擁護に関する審議会事務局名簿
	資料3	「(仮称)杉並区子どもの権利条例」の検討における論点について
	－参考資料1	子ども政策と若者政策の連続性と固有性(執筆者 野村武司)
	－参考資料2	子どもの人権・権利を守る仕組み(執筆者 野村武司)
	－参考資料3	豊田市子ども条例
	－参考資料4	川崎市子どもの権利に関する条例
	－参考資料5	西東京市子ども条例
	－参考資料6	豊島区子どもの権利に関する条例及び施行規則
	－参考資料7	東京都こども基本条例
	－参考資料8	中野区子どもの権利に関する条例
	－参考資料9	武蔵野市子どもの権利条例
	－参考資料10	「子どもの権利条約」第1～40条(日本ユニセフ協会抄訳)
	資料4	子どもからの意見聴取の取組・内容について(報告)
	－参考資料4-2	取組 子どもワークショップ(第2回)グループ発表内容一覧
	－5	区ホームページ及び児童館・学童クラブにおける意見募集結果一覧

<p>会議次第</p>	<p>1 開会 2 議題及び報告事項等 (1) 「(仮称) 杉並区子どもの権利条例」の検討における論点について (2) 子どもからの意見聴取の取組・内容について (報告) 3 その他 ・今後の進め方について ・第4回以降開催日について</p>
<p>野村会長</p>	<p>皆さん、こんばんは。そして改めて、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。年明け早々いろいろありましたので、おめでとうございますという感じではないかもしれませんが、審議会を進めていければと思います。未着の方もおりますけれども、定刻になりましたので始めていきたいと思います。 まず、事務局から審議会の運営の確認についてお話を頂ければと思います。</p>
<p>子ども政策担当課長</p>	<p>改めまして、事務局の浅川でございます。皆様、本年もどうぞよろしくお願ひいたします。 それでは、議題に入ります前に、資料等々を確認させていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。 まず1点目、定足数の確認でございます。定足数につきましては、条例第5条第2項によりまして、委員の半数以上の出席で成立となっております。今、会長からお話もございましたように、2名の方が未着ではございますが、半数以上の方がご出席されておりますので、有効に成立していることをご報告させていただきます。 次に、資料の確認をさせていただければと思います。ちょっと量が多いのですが、まず、次第を机上にお出しいただき、次第の下の資料一覧をご覧ください。があります。まず、資料1、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会委員名簿及び、裏面に席次表がついておりますので、よろしくお願ひします。 資料2、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会事務局名簿でございます。 資料3、「『(仮称) 杉並区子どもの権利条例』の検討における論点について」ということで、1ページ目が目次になってございます。1から6までありまして、おめくりいただきますと、それぞれ記載がございますので、ご確認ください。 資料3と一緒に使います参考資料についてご説明させていただきます。 資料3の参考資料1といたしまして「子ども政策と若者政策の連続性と固有性」というホチキス留めが1つ。 続きまして、資料3の参考資料2「子どもの人権・権利を守る仕組み」。 続きまして、参考資料3、豊田市子ども条例の印刷。同じく参考資料4、川崎市子どもの権利に関する条例の印刷物。同じく参考資料5、西東京市子ども条例。同じく参考資料6、豊島区子どもの権利に関する条例。参考資料7、東京都こども基本条例。参考資料8、中野区子どもの権利に関する条例。参考資料9、武蔵野市子どもの権利条例となっております。</p>

	<p>続きまして、資料3の参考資料10、『子どもの権利条約』第1条～第40条（日本ユニセフ協会抄訳）、絵が入っているA3判の横のものが1枚。</p> <p>続きまして、資料4、「子どもからの意見聴取の取組・内容について（報告）」となっているカラー刷りのもの。</p> <p>資料4の参考資料（4-2取組）、『学校』あるある！&なんでやねん！」。</p> <p>続きまして、意見募集に関してのものをA3縦で、複数種類置かせていただいております。</p> <p>まず資料4-5「区ホームページ及び児童館・学童クラブ等における意見募集結果一覧」というA4判の数字が記載されているものがございます。</p> <p>続きましてA3判のほうにいきますと、今、4種類お手元にあると思います。</p> <p>まず1点目、一番上のものが「Logo フォーム上での意見募集結果一覧（R5.11.4～R5.12.31）」。</p> <p>これは会場横にも置いてありますけれども、すぎなみフェスタで意見募集を行ったのと同じテーマで引き続き区のホームページ上で意見を出していただいたものを集計したものでございます。</p> <p>テーマが2つございますので、資料もテーマ別にそれぞれ1つずつ。</p> <p>続きまして、一番頭に「子どもにやさしいまちって、どんなまち？ 回答一覧」と書いてあるもの、これは後ほどご説明をさせていただくのですが、各児童館ですとか、学童クラブにおいて同じように紙で意見を募集して、それを集計したものになります。</p> <p>先ほどと同じく2つのテーマで、子どもたちから意見を集めておりますので、それぞれを集計しているものでございます。</p> <p>最後に、資料番号のない「こども基本法制下における条例の意義」。こちらは、野村会長提供資料となります。</p> <p>資料につきましては以上でございます。不足しているもの等々ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。万一何かございましたら、職員にお声かけいただければすぐ対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>引き続きまして、録音・記録の説明をさせていただければと思います。</p> <p>本日の会議につきましては、前回同様、会議記録の作成のために録音をさせていただきます。後日また皆様方に内容の確認のご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、撮影、録音等の許可の申請でございます。今、手続をしております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>撮影は、会議の場面は適当に撮っていただいていたということでしたので、それは適宜撮っていただければと思います。</p> <p>録音は、会議録の作成のためにということで、ご了解いただければと思います。</p> <p>次第が配られていますので、この次第に即して進めていきたいと思うのですが、いきなり大変恐縮ですけれども、「子どもからの意見聴取の取組・内容について」を最初にご説明いただいたほうがいいのかと思いついて。今日、壁際がカラフルになっていると思います。後でもいいで</p>

	<p>すし、もし説明の後に見たいというのであれば時間を取りますけれども、子どもからいろいろ意見が寄せられていますので、その取組、あるいは内容について、そちらのほうから先にご報告いただければと思います。</p>
<p>子ども政策担当課長</p>	<p>それでは先に次第2、「子どもからの意見聴取の取組・内容について」のご報告をさせていただきたいと思います。資料4をお手元にご用意いただければと思います。</p> <p>1 ページ目が目次とございますか、それぞれの取組項目になっておまして、順にご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、2 ページ、「1. 子ども日本語教室（小学生）での意見聴取（9月27日）」、でございます。この取組につきましては、第2回審議会が9月28日でしたので、前日にこういった取組をしましたと口頭でご説明をさせていただいたものをまとめましたので、ご覧ください。話を聞いた小学生の人数、国籍、その他につきましては記載のとおりでございます。</p> <p>次に、3 ページ「2-1. 天沼小学校意見交換会」の取組でございます。こちらの取組は、10月10日に天沼小学校の6年生を対象に意見交換をさせていただきました。内容やその際の意見は記載のとおりです。各校で実施した意見交換会には委員の方にもご参加いただいております。後ほど一言ずつ感想等をお話しいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、4 ページ「2-2. 済美小学校意見交換会」でございます。ここでは、学校と相談の上、意見交換会に先立ちまして、子ども家庭部と教育委員会の職員によりまして事前の授業を行わせていただき、子どもの権利に関して様々お話しさせていただいた後、地域の方も交えて意見交換会を行いました。その時の意見につきましては記載のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。</p> <p>次に、5 ページ目「2-3. 浜田山小学校意見交換会」の取組でございます。この学校では何年生という枠ではなくて、栽培委員会と生活向上委員会という委員会活動をしている5年生と6年生の児童35名を対象に行いました。ここでの意見につきましても記載のとおりとなっております。</p> <p>おめくりいただきまして、6 ページ「2-4. 永福小学校出前授業・意見交換会」でございます。ここでは6年生の児童約100名を対象に行いました。こちらと次の7 ページ「2-5. 松庵小学校出前授業・意見交換会」につきましては、出前授業として野村会長に権利に関して子どもたちにお話しをしていただきました。2-5の松庵小学校では、3時間目の1時間を使って出前授業、4時間目に審議会委員や地域の方々、学校運営協議会の方々に入らせていただいて意見交換を実施しているところでございます。こちらにつきましても、記載のとおり内容をしたためておりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>おめくりいただきまして、8 ページ「『すぎなみフェスタ』への出展・意見募集」でございます。毎年11月の第1土曜日・日曜日に行っております「すぎなみフェスタ」という区の大きなイベントでは、様々テントを出展していろいろな活動しております。そこに今回、子どもの権利に関する啓発や取組の周知と、ご来場いただいた方々にご意見を頂きたいということで、私ども子ども政策担当の職員で出展いたしました。啓発につきましては8ページの左側の写真にある缶バッチをカプセ</p>

	<p>ルトイに入れて、意見を書いて回して出していただきまして、皆様方の会場の右手にございます附箋がいっぱい貼ってあるように、それぞれ意見を頂いて、子どもたち、一緒に来られたご父兄の方々、様々書いていただいたところでございます。ここで使ったテーマが、先ほどの資料にもございました「子どもにやさしいまちって、どんなまち?」「好きな場所って、どんなところ?」ということで、これを併せて区の公式ホームページでも募集いたしまして、先ほどの資料に記載をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>おめくりいただきまして、10 ページ「子どもワークショップ」でございます。この子どもワークショップにつきましては、昨年の夏に区内の中高生を対象に1回のみで開催したところですが、これを年度末に向けて継続した4回シリーズで開催しているもので、参加者の募集を行った上で現在も継続して行っているものでございます。</p> <p>現在の参加者は9名、記載のとおり今までに2回分開催をしております。こちらの中身につきましては、11 ページから14 ページまで、1回目、2回目の実施報告と、グループワークで子どもたちに出していただいた意見につきましては後ろにも貼り出してありますので、後ほどご覧いただければと思ひます。</p> <p>15 ページでございます。「5. 区ホームページ及び児童館・学童クラブ等における意見募集」ということで、先ほど申し上げましたすぎなみフェスタの日以降、令和5年12月31日までホームページ等で、「子どもにやさしいまちって、どんなまち?」「好きな場所って、どんなところ?」をテーマに、様々なご意見を出していただきました。それを先ほど確認した資料に記載させていただきましたので、後ほどお時間があるときにご確認いただければと思ひます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
野村会長	Logo フォーム上でのものは……。
子ども政策担当課長	Logo フォーム上でのものは、このA3縦の1ページ目の上に「Logo フォーム上での意見募集結果一覧」と書いてあるもの、テーマ1が「子どもにやさしいまちって、どんなまち?」、テーマ2が「好きな場所って、どんなところ?」と書いてあるものでございます。
野村会長	<p>ありがとうございます。という具合に、この間、いろいろな形で子どもたちからの意見を聞く取組を進めてきています。もちろんご覧になって分かるのとおり、そんなに体系的にというよりは、学校からのオーダーでこういうことを聞いてくださいということもあって、必ずしも統一的なテーマではないのですが、「子どもにやさしいまちって、どんなところ?」とか、「自分の好きな居場所はどんなところ?」みたいなことを総じて聞いてきています。これらを今後どんなふうにかかしていくのかということは少し検討する必要があるかなと思ひています。</p> <p>それから、資料には記載がありませんが3月から来年度に向けて子どもワークショップをさらに展開させていくことになっているようです。その際には、ここで審議してきたものを子どもたちにぶつけて、子どもたちから意見を聞くことも併せて検討されているということになります。</p> <p>今日、条例の骨格について皆さんからご意見をお伺ひするのが議題の(1)になりますけれども、条例には前文というのが大体あるのですが、その前文をどうつくっていくのかということもここに入ってい</p>

	<p>ないものとして、いろいろ工夫をしていく必要があるかなと思ったりしています。</p> <p>かなり意見が出てきていますので、Logo フォーム上でのものにまず目を通していただければと思いますし、壁際に貼ってあるものは後でご覧いただければと思います。</p> <p>子どもの権利について説明するときに、子どもの権利とは何かということをお話しています。子どもの権利というのは、子どもが当たり前にいられるためにとても大事なものだ。でも、当たり前にいられるために大事なものは当たり前過ぎてあまり気がつかないかもしれないけれども、「なければ困るものって何？」と聞いて、よくよく考えてみたものを附箋に書いてもらいました。その上で「4つの権利」というのを便宜的に分けた上で、書いたものがどこに当たるのか貼っていったものが、ちょうどこちら側に掲示したものになりますので、子どもたちが何を大切にしているのかが分かるかなと思ったりもします。そういうことも考えるのだねという内容もあったり、あちら側は子どもにやさしいまち、好きなところというテーマに対する意見なので、後でご覧いただければと思います。</p> <p>何かご質問等はございますか。これからもこの会議とすり合わせをしていくこととなりますが、差し当たりこの会議よりも先行して、子どもたちがどういうことを考えているのかをいろいろな形で聞いてきた成果ということになります。何かご質問等がありますか。</p>
岡野委員	<p>この貼ってあるやつをまとめたものはないのですよね。どういう内容があるかというのは、私たちがこの目で見確認しないと、まとまっているものはないということでしょうか。</p>
野村会長	<p>こちらのほうは、貼ってあるこの形自体が結構重要であるので、これを撮影してお配りすることはできると思います。大事なものというのは、例えば「いのち」と書いてあって、それを表にしても意味がないわけではないけれども、それがどこに位置づくのか貼ってもらったことに意味があるので、一覧表というよりは、この姿で見ていただくといいかもしれません。「ないと困るものは何？」ということなので、そんなに複雑なことは書いていなくて、ちょっと見ていただくと様子が分かるかなと思ったのですが、もしご希望であれば、写真を撮ったものをお配りすることは可能かなと思います。</p>
岡野委員	<p>今の時間では全部見切れないなと思いますので、こちらの文面のも大切ですけども、本当の声とか、権利について語っている言葉が全部パッと見られたらいいなとちょっと思ったので。</p>
野村会長	<p>後で見ていただくと同時に、何らかの形で写真か何か撮って、それをお配りするということ……。</p>
岡野委員	<p>見られるようにしていただければ。ありがとうございます。</p>
野村会長	<p>ほかにかがでしょうか。</p>
曾山委員	<p>これは多分、当日のワークショップのときに子どもが1人でペタペタ貼っていったわけではないのだろうなと思っているのですね。実際、担当された皆さんにぜひ伺いたいのですが、それを子どもが書いたり、考えたりしているときの保護者の様子を伺えれば良いなと思いました。</p> <p>あともう1点、学校でもいろいろ講座仕立てのような形でワークショップをやったときの先生方の様子もお話を伺えればと。大人がアップデ</p>

	<p>ートする機会はなかなかないなとずっと感じていまして、保護者の様子や先生たちの様子もぜひ伺えればと思いました。</p>
子ども政策担当課長	<p>そうしましたら、もしこの時間を使わせていただければ、参加した委員の皆様方に、今の曾山委員からのご質問にお答えいただければと思うのですが。</p>
野村会長	<p>こっちは子どもがペタペタ貼っていったのです。場所も考えてねと。もしこっちとこっちの間であるようであれば、間に貼ってもらっていいからというので、子どもがペタペタ貼っていったものになります。</p> <p>ご参加された方で、その様子についてお話しただけの方はいますでしょうか。</p>
子ども家庭部長	<p>委員の方については、平日の日中ということだったので、参加をしたいけれども、お仕事などで出席が難しかった方もいらっしゃる中ですので、ご都合の合った方に順次ご発言いただければということをお願いいたします。</p>
板垣委員	<p>私は天沼小と松庵小をお手伝いさせていただきました。4つの権利のうち、「生きる」と「育つ」は子どもたちはみんな思いつくのですが、「参加する」「守られる」は割と少なく、子どもの権利でそれが大事だということがまだ分かっていないのかもしれないと思いました。</p> <p>それから、授業のやり方が違ったのですが、天沼小では子どもたちは意見を言いたいというのを感じました。大人に言いたい、先生に言いたいというのがすごくあって、かなり厳しい意見も出ていたように感じました。「僕たちは評価されるだけじゃなくて、先生たちを評価して、それを成績表にしてほしい」とか、子どもたちが積極的に意見を言っていたので、こういう意見を言える場がもっとあって、しゃべってもらったほうがいいのかと思いました。子どもたちは生き生きと話していました。</p> <p>松庵小のほうは、「どんな場所が欲しいですか？」という質問への回答で、結構あったのは公園とか広場でした。なので、住宅の場所によっては自然が少ないと思っていたり、そういうお子さんもいるのかなと思いました。</p> <p>皆さん、全体的には、やっぱり落ちつくのはおうちという子が多かったのと、欲しい場所は広場とか自然、あとは刺激。例えばみんなでゲームをやってわいわいしたいとか、そういう刺激が欲しいという子もいました。</p> <p>以上です。</p>
横田委員	<p>私は天沼小と永福小に参加させていただきました。主に意見交換会のところで、私のいたグループでは子どもたちが活発に意見をすごく元気よく話してくれました。</p> <p>この資料4-2の取組の『『学校』あるある！&なんでやねん！』のこういった意見も、実際、このグループの中でこういう意見が出ました。「先生がこうだから」「何で僕たちはこれができないのですか」みたいな、親に向けてとか、そんないろいろなメッセージを本当に元気よくもらえたことはすごくありがたかったなと思っています。子どもたちのまた別な顔も見られたし、先ほど板垣委員からもありましたけれども、こういう子どもが素直に大人に向かって意見を言える場があるということはまた違うのだなと感じました。</p> <p>私も教員なので、確かにそうだなという耳の痛いところもあって、今、私の職場にも、子どもに言うのだったらまず自分がやるということを投</p>

	<p>げかけながらやっているところです。私は中学校籍ですけれども、小学校の子たちのこの元気のよさを生かしながら、中学校で受け取りたいなというのもありましたし、中学校でもこういった意見の交換ができる場をつくり上げていきたいなというのは率直な感想としてありました。非常にいい雰囲気でしたし、いい体験をさせていただきました。</p>
岡野委員	<p>私は済美小と浜田山小、あと永福小に参加させていただきました。軒並みいい意見が出ていたと思うのですけれども、済美小は「あなたはどんな学校をつくりたいですか?」とか、済美小の教育目標についてといった内容だったのですね。</p> <p>浜田山のほうは「子どもってだけで損をしていること」「大人だけずるいと思っていること」、永福小のほうは「好きな場所ってどんなところ?」「子どもにやさしいまちって、どんなまち?」というテーマだったので、子どもの権利を擁護する審議会で参加したのですけれども、何となく子どもの「権利をこうしたい」という声を聞く場だったのかなというところ、私は、もうちょっと権利についての意見交換で、こんな権利が欲しいとか、そういったワークショップかなと思っていたら、何かちょっと……。</p> <p>自由な時間に子どもから出た言葉で、「好きな場所って、どんなところ?」というのは大体おうちなのですよ。公園という声もありましたが、おうち以外に全然出てこないの、「何か好きな公園はないの?」と言ったら、「行かない」と。浜田山も永福も5～6年生が対象だったこともあるのでしょうけれども、みんな受験生なのです。私たちは2グループで浜田山と永福に行ったのですけれども、6人中5人が受験生、5人中5人が受験生でした。「受験生だと遊ばないの?」「うん、遊ばないよ。学校の後、塾に行って、また家に帰ってきて。」「友達と休日遊ばないの?」「遊ぶ時間ないよ。塾に行っているのだから」と。</p> <p>「自由な時間はどう?」「家でごろっとする時間はほとんどない。」「えっ、そうなの?友達と遊ぶときはどんなとき?」と言ったら、「学校でしか話さない」と言うのですよ。「スマホとかLINEで会話するの?」と言ったら、「そんなことする暇ない」って。「本当に自由な時間はないの?」と言ったら、大体塾の宿題と学校の宿題でほぼ埋まってしまうし、あと食事をする時間、寝る時間で埋まってしまう。皆さん、受験生ですから、大体4年生からそれを始めているのです。</p> <p>「楽しい?」と言ったら、「楽しくない」。ただ、「受験が終われば、あとにご褒美が待っている」と言うのですよ。中学受験で中学校に入ったら、それから楽しめばいいでしょうと4年から言われていると。それでいいのかなと。親に言いたくても言えないし、自分は私立の中学校に行きたいと思っていないけれども、親に言われているから行く。だけれども、それが自分の将来のためなのだよと言われてたら、そうなのかなって。もうちょっと人間とリアルにコミュニケーションを取る時間とか、自然とたわむれることがないのかなというのが3校終わった後の感じでした。</p> <p>例えばこの子どもの権利ができたとして、その後、子どもたちにどうやって自分たちの権利はこうだよというのを発信されるのかなとか、あと保護者にもっと子どもの権利を知ってもらわなければならないかなと思うのです。子どもが自分の意見を言えないというのは窮屈だと思うのです。結局、受験することは自分の意思と関係なく、親に「受験しなさい」「将来のために」と言われたから。それでいいのかなとすごく思って、も</p>

	<p>うちよつと親にも子どもの権利、子どもが自分の意見を言える状況だったり、引き出し方だったり、そういう子どもの権利があるのだよというのを保護者に伝えたいなとちよつと思つたのが率直な意見です。</p>
高木委員	<p>私は、済美小学校と永福小学校にお伺いしました。済美小学校はテーマが2つあって、僕が入つた班は『済美小の大事な一人になろう』を実現するために自分たちにできることは何だと思ひますか』ということ、6人ぐらいの子たちが集まつていろいろお話をしてくれました。みんなと仲よくするとか、平等な学校とか、生物の多様性を尊重しようとか、下級生と交流を持とうとか、楽しくやろうとか、自分らしくできるところとか、そんなようなことをいろいろ活発に言ってくれました。本当に自分たちの頭で一生懸命考へて言ってくれているのだなと感じました。</p> <p>もう1校は永福小学校ですけれども、永福小学校では自分の好きな場所というテーマだったものですから、岡野委員もおっしゃつたように、家と回答する子どもが半分ぐらい。あと、公園ですかね。「どうしてそういうところがいいの」と言つたら、「ゆつたりできるから」「リラックスできる」からという答えでした。半分というよりも、家関係は6割ぐらいのイメージです。虐待とか、ネグレクトとか言われていますけれども、少なくとも自分が接した子どもたちは、家がいい、好きなのだと素直に言えるということは、そこそこ恵まれている環境に育つているのだなという意味では安心しました。</p> <p>親御さんたちが来ているわけではなかつたので、前回は申し上げたかもしれないけれども、親にこそ「子どもの権利ノート」をぜひ読んでもらいたいと私も強く思っています。うちが里子だということもあるので、「子どもの権利ノート」が2～3冊あるのです。実際に自分も読む機会があつて、僕は当然ほかの子たちも持っているのだらうと思つたら、そんなことはなくて、ほとんどの人たちは持っていない。せんだつても申し上げましたけれども、冊子として配らなくてもいいけれども、せめてネットとかに貼り付けてもらつて、親御さんもぜひ読んでくださいということはずつと伝え続けていかなければいけないのではないかなと思つた次第です。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。その後のアンケートでは、家というだけではなく、自分の体がぴつたりはまる隙間とかを好きな場所としたり、あるいはこたつと答えてくれた子もいて、もう少し深掘りしていけばいろいろな答えが出てきたかなと思ひますけれども、45分ぐらいの短い時間ということもありましたので。</p> <p>でも、いろいろな形で子どもの意見を聞く機会を設けることはとても大事だと思いますので、これからも継続的に進められればと思います。またお時間があれば、ぜひ皆さんもご参加いただけるといいかなと思ひます。平日なのでなかなか難しいかもしれませんが、気に留めておいていただければと思います。</p> <p>それでは、議題の(1)の『(仮称)杉並区子どもの権利条例』の検討における論点』ということで、用意していただいた資料3をご覧くださいいただければと思います。</p> <p>条例をつくるということで、どういう内容を盛り込んでいくのか幾つかの論点があるので、それを大体6つの項目ぐらいに分けて、参考の条例の条文を挙げてあります。ここからはぜひ皆さんに活発にご議論いただければと思ひています。</p>

最初の論点「条例の対象となる『子ども』とは」ですけれども、各地の自治体の条例では18歳未満としているところが多いように思います。ただ、18歳未満ということになると、高校生で混在することになるので、18歳を多少超えても、同等に権利を保障する必要のあるものという条例の手当てをしているところも多いです。

ただ、一方で、昨年の4月に施行された「こども基本法」では、「心身の発達の過程にある者」という言い方で、年齢を区切らなかった、年齢で規定をしなかったということがあります。こども基本法自体は、いわゆる18歳未満の子どもと39歳ぐらいまでの若者を含む法律ということで、そういう定義の仕方になっているのかなと思ったりもします。

一方で、基礎自治体には子ども施策と並んで若者施策の実施も求められているので、この条例の中でどこまで含めるのかということについては、子どもの定義とともに考えていただく必要があるかなと思います。

2番目「条例に盛り込むべき『子どもの権利』とは」ということですが、条例によっては、例えば西東京市など子どもの権利について具体的な規定を持っていないところもあります。一方で、川崎をはじめとして、それぞれ自治体が大切にしたい子どもの権利についての規定を設けているところがあります。一番最初が川崎市の7つの権利だったと思いますが、これに影響を受ける形でいろいろなところで子どもの権利を規定しているところがあります。

ちなみに、川崎市は子どもの権利条約に子どもの権利の規定があるので、条例に規定をする必要はないのではないかなという議論がかなり先行していました。ただ、子どもたちといろいろな話をしていく中で、自分たちのよりどころになるものが欲しいと子どもたちが表明していましたので、そういった中で、子どもたちが今大切に考えているものという形で権利の規定を設けていった経緯があります。

東京都の場合にはこの4つの権利を挙げた上で、「など」としたりしていますが、この4つの権利というのは、ユニセフが挙げていた「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つということになります。現在、ユニセフのホームページを見ていただくと分かるのですが、この4つの権利についての説明をユニセフは掲載することをやめています。権利が4つしかないように思われることと、子どもの権利条約の一般原則が4つで混同されやすいということから、ユニセフはこの4つの権利を下げているということになります。

そうすると、子どもたちがどういう子どもの権利を想定するのか、あるいは思い描くのかという観点から、ひょっとしたら逆に子どもの権利ということを書き込んでいくことが大切なのかもしれません。いずれにせよどう書いていくのかということについては1つの論点になるかなと思います。

それから3つ目ですが、子どもの権利は大人が保障することがとても大事になってくると思います。その意味で、子どもの権利に関わるアクター、いろいろな登場人物がいます。家庭であったり、学校であったり、あるいは区であったり、あるいは地域の人であったりということがあると思いますけれども、どういう人たちがいるのかということを書けると同時に、どういう役割があるのかを明らかにしていくことは大事だと考えられています。

それから4つ目ですけれども、子どもの権利保障をするに当たって、子ども施策を具体的に展開していくのは区ということになります。その

意味で、「区の責務」、区が何をしていくのかを定めていくことがとても大事になっていくだろうと思います。

ちなみに、今日の資料の一番最後に、私がつくったパワーポイントを急遽入れていただきました。こちらは、今年の12月にできた「こども大綱」のマトリックスというか、目次を表にしてみたものになります。こども大綱では、「ライフステージを通じた重要事項」と下に書いてあるものが先あって、その下に「ライフステージ別の重要事項」が書かれています。杉並区でも重点施策があると思いますので、どういうものを区の責務として挙げていくのかというのは1つ課題になるかなと思われま

す。あと、ここに必ずしも明示的に挙がっていませんが、例えば西東京市であるとか、江戸川区もそうですけれども、子どもを支援する人を支援する枠組みを設けているところもあるので、そういうものを条例で盛り込むのかどうかということは1つの課題になるかなと思います。

それから、5つ目は「子どもの権利を保障するための『具体的な取り組み』とは」ということで、むしろこっちのほうでどういうものを挙げていくのかということと、それを進めていくための仕組み、計画をつくるのであるとか、計画をつくって、それを実施するに当たって検証していく仕組みをどうするのかということが1つ課題になるかなと思います。

それから6つ目として、「子どもの権利の侵害に対する『救済機関』とは」と挙がっていますけれども、いわゆる自治体における相談救済機関は、現在、自治体の中で約40ぐらい設けられていて、東京は結構多くなってきたりまして、近隣の自治体でも相談救済機関を設けているということです。これは、子どもの権利侵害に対する救済にとどまらず、子どもの権利を促進していったり、あるいは子どもの権利の普及啓発を具体的に担っていく機関としても役割を果たしているところが多いように思います。以上の6つぐらいが大体争点になるかなということで、資料3に挙げていただいています。

これ以外に、前文というのが多分あると思うのですが、この前文をどうするかという課題があるかなと思います。

なので、この辺りで皆さんからご意見をいろいろお聞かせいただければなと思っていますが、例えば2番の「『子どもの権利』とは」というのは少し時間がかかるかなと思っています。杉並区として条例で定めるときに、どういうふうに子どもの権利を表していくのか。ユニセフが4つの権利を下げた以上、区として子どもの権利をどう表していくのかは1つの論点になるので、これはぜひ次回までに皆さんそれぞれイメージしてきていただけるといいかなと思います。

ちなみに、資料の後のほうにユニセフがつくっている子どもの権利のカードブック、A3を2つ折りぐらいにしたものがあります。これは子どもの権利の主要部分についての全部ということで、ぜひユニセフのホームページを当たっていただくといいかなと思います。ユニセフのカードブックそのものを両面刷りにすると、表がこの分かりやすい条文になっていて、裏に条文そのものが印刷されてきます。なので、子どもの権利条約にどういう権利が書かれているのかということがよく分かるようになっていきます。このカードブックはPDFで配布されていますので、ぜひ両面印刷してちょっと切ってみていただいて、カードにしてくださいといいかなと思います。

本当はここでできればいいのですが、時間がなくてできないな

	<p>と知っていることが1つあります。これを全部両面印刷にしてばらしていただいて、ユニセフが下げてしまっていますが、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」に、この切り取ったカードがどこに当たるか自分でやってみていただけるといいかなと思います。あるいは家族でやっていただくとか、学校でやっていただいてもいいかもしれません。</p> <p>子どもの権利条約を読むということと、「子どもの権利」を見てみて、どんな権利があるのか考えるというところで役に立ちますので、ちょっとやっていただくと、この4つの権利に当てはまらないものも出てくるというのが分かります。なので、この4つの権利を下げたことの意味も分かるかもしれませんが、子どもの権利全体についてイメージしていただいて、杉並区にふさわしい子どもの権利の表し方を皆さんと一緒に考えられればなと思っています。</p> <p>今日議論をさせていただきたい1つとして、子どもをどういう対象として区切るのかということについて少しご意見を頂ければと思います。先ほど申し上げたとおり、自治体の条例では18歳未満としているところが多くて、子どもの権利条約も18歳未満です。自治体の条例の場合には18歳未満とすると、高校のところで混在をすることになるので、子どもの権利を同等に保障する必要がある者ということで、高校生で18歳を超えた者についてカバーをしているという手当てをしています。</p> <p>かつ18歳以上のところで「若者」「青年」と呼んでいくことになると思うのですが、基礎自治体としては、若者施策というのもしやらないといけない施策になっています。こども基本法は、「こども」を発達過程にある者として、子どもと若者を含めています。自治体もそれをやってくださいねということを示唆しているのですが、この条例の中で若者を含めるかどうかは1つの論点になります。</p> <p>ただ、幾つか情報を提供しておく、基礎自治体の場合、若者は基本的に苦手ですなぜ苦手なのかということ、基礎自治体のところでは義務教育までの子どもについては中学校を通じて把握できています。けれども、高校から先になると、それは18歳未満を含んでいるのですが、だんだん子どもたちが生活の場を広げていくことになるし、基礎自治体立の高校はほぼなくて、都立あるいは私立になっていくので、子ども自体を把握できなくなっていく。ましてや若者になっていくと、なかなか把握できないということになります。ただ、区内には若者は確実に住んでいて、その若者たちが非常に困っているという状況もあります。</p> <p>そういう意味で、若者施策はやらなければいけないのだけれども、この「(仮称)子どもの権利条例」の中でこれを含めるかどうかは1つの論点になるかなと思います。一緒にできるか、あるいは別に考えたほうがいいのか、この辺りどうですかね。差し当たり考える契機として、今考えておられることで皆さんからご意見を承れればと思います。いかがでしょうか。</p>
岡野委員	私は別のほうがいいと思います。年代の幅が広がると、網羅することも広がるので、限定したところをつくっていく。若者は若者でまたつくほうが私にはいいと思います。以上です。
野村会長	ありがとうございます。いかがでしょうか。
曾山委員	今、岡野委員がおっしゃっていらしたように、若者支援は別にあったほうがいいのだろうなとも私も思うのですが、杉並で若者支援や若者施策が

	<p>実際にあるものなのでしょうか。</p>
野村会長	<p>杉並区における若者施策の現状について簡単に。 法律の枠組みでは、いわゆる子若法という、子ども若者育成支援推進法に基づいてやらなければいけないので、それに基づく事業は多分されているのですよね。</p>
子ども政策担当課長	<p>簡単にご説明させていただきます。杉並区の取組の一番大きなところで言いますと、総合計画・実行計画、その実行計画の中に若者を対象とした事業がございます。ただ、私ども子ども家庭部でそれを一体的にやっているかという、実はそうではなくて、例えば就労でいきますと産業関係になりますので、産業振興センターが就労に関して困難を抱える若者に対してどういうアプローチをしていくかを所管しています。</p> <p>あと、そのほかにも幾つかあるのですけれども、一体的にそれをどうしていこうというのは、正直申し上げると現状では「ない」のが実情です。会長がおっしゃったように、12月に生まれたこども大綱には、子ども・若者の今まであった大綱の要素も盛り込んで、今後、広域自治体、基礎自治体で、子ども計画の策定を念頭に対応していくという方向性も出ていますので、今後、杉並区としてもどう対応していくか決めていかなければいけないという、その途中といえますか、そのような状況ということでご認識いただければと思います。</p>
野村会長	<p>ちなみに、その若者の問題というのは、今日お配りした資料3の参考資料1「子ども政策と若者政策の連続性と固有性」に私は書いたのですが、若者政策といった場合に2つあって、1つは子どもの時期に解決できなかった問題が先送りされている問題が1つあるのだらうと思います。特に児童福祉法の改正や社会的擁護の関係で23歳までと年齢を上げてきているのは、子どもの時期に解決されなかった問題を年齢を広げることでカバーしようという政策だと思うのです。</p> <p>一方で、若者固有の政策というのがあるはずで、それは子どもの政策と必ずしも親和性があるものではないことも多いかなと思ったりもしているのです。そこは区別して考える必要があるかなというのは私の考え方であったりもします。</p>
曾山委員	<p>ありがとうございます。私は娘が小6で、上の子は息子なので、先日も、二十歳のつどいに参加させていただいた子どもがおりますので、ちょうど若者支援はどうなっているのかなと考えたところでした。</p>
野村会長	<p>ちなみに、「子ども」の中に、あるいは子若法で若者を含む、あるいはこども基本法で若者を含むと言っている中で、子どもの権利条例をつくらせている自治体が若者施策に目を向けていないということに関して、若者施策の研究者、宮本みち子さんなどは「愕然とした」という言い方をされていて、子どもの権利としてやるという反面、若者施策も区として進めていっていただかなければいけない施策であることは間違いのないことは意識しておく必要があるかなと思います。ただ、この条例の中に含めるか、含めないかというのは1つの論点かなと思います。</p>
谷村委員	<p>20代なので、若者当事者という意味でしっかり若者施策もやっていただきたいというのもあるので、今回は子どもの権利条例に関しては原則は18歳以下でいいのかなと思ってまして、別でしっかり条例だったり、若者施策についてはいろいろ事業をしていただきたいと思います。</p> <p>さっき18歳で高校生が混在するという話がありましたし、高校生の混在以外にもいろいろな視点で、例えば浪人とか、いろいろな理由で、</p>

	<p>大学に進学したときに1つ大人みたいな部分も世の中の認識であったりすると思うので、そこ間の人たちがちゃんと含まれるようにしていくのがいいのかなと思います。</p> <p>年齢以外にも、在住なのか、在勤・在学なのかみたいな論点もあるのかなと思うのです。よくあるのは在住・在勤・在学というところだと思うのですが、ここも少し幅があるといいなと思っていて、例えば杉並で18年間のうちのかなりを育て、いろいろな親の事情で外に出たけれども、引き続き杉並のことに関わりたいという子ども世代が、在住・在勤・在学の壁で阻まれるみたいなことがないほうがいいのではないかと個人的には思っています。</p> <p>以上です。</p>
野村会長	<p>参加とかいうのは区切る必要はなさそうですね。ありがとうございます。</p> <p>ほかに。</p>
田村委員	<p>私の子は障害がありまして、我が子のことではないのですが、同じ障害のある子を育ててきた先輩方のお話を聞くと、障害の分野でも子ども向けの施策が18歳以上になると大人扱いになってしまって、受けられるサービスが全く変わるみたいな話を聞きました。それで苦労をしている先輩方の話を聞くものですから、単純に幅を持たせればいいという話なのかどうなのか私の中でも答えがあるわけではないのですが、そこで区切ってしまったときに、守られなくなってしまうかもしれない人は本当にいないのだろうかというところに不安を持っています。</p> <p>そこに特に懸念される深刻な問題がないのであれば、私も若者と子どもは分けたほうが、求められるものが違うと思いますので、分けたほうがいいと思います。その境目で落ちてしまう方が本当にいないかなという点だけ気をつけなければいけないのかなと思いました。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。19歳、二十歳問題というのはあったと思いますけれども、むしろ高木委員にお話を聞いたほうがいいのかと思いますけれども。</p>
高木委員	<p>先生のこちらの「子ども政策と若者政策の連続性と固有性」の2のところに記載されていますけれども、19歳、二十歳問題が何を指しておられるかはあれなのですけれども、前は二十歳が成人だったのが18歳になってしまいましたよね。18歳というと、高校3年生で18歳になっている子もいれば、なっていない子もいるということで、そこでぶつ切り切られてしまって、18歳になっていると犯罪の加害者になったら名前が出てしまうとか、顔が出てしまうということもあります。権利も与えられるから、何かやらかしてしまったときにはちゃんと責任を持たないといけないということが当然あるのでしょうかけれども、何か年齢だけで区切ってしまうというのは僕も釈然としないところがあります。</p> <p>里子についても、基本18歳までが養育ですけれども、例外的に大学に通っている間は里子として認められますというところがあって、大学に通っているからいいのかとか、通っていない子は保護されなくてもいいのかという、何となくふわふわしたところがあって釈然としないところはありますよね。</p> <p>先生のこちらにも書いてありますけれども、ざっくり言って22歳の年度末までぐらいは保護されてもいいのではないかな。ただ、18歳未満の子たちに比べれば、比較として考えれば100%ではなくて、例えば80%とか、70%ぐらいは保護されてもいいのではないかな。あと、先ほど障害</p>

	<p>者のこともおっしゃっていましたが、サービスがそこで切られてしまうということは違和感を感じます。その親御さんの身になってみると、「何で？ これからどうすればいいの」ということですから。せめて22歳の年度末までは何らかの保護対象に子ども、若者ということで。ただ、39歳までにするとあまりにも広すぎて、35～36で子どもと一緒に保護しないといけないのかと個人的には思ってしまうものですから、22歳ぐらいまではある程度保護する対象に含めてもいいのかなと私は思っております。</p>
<p>新藤副会長</p>	<p>私もあやふやだったのですけれども、まずは社会的養護などの子どもたちは18歳を超えてもサポートされるようになっていっているところがあるので、今、高木委員がおっしゃったように、18歳未満ですっぱり切るとするのはそれでいいのかなというところがあります。</p> <p>あと、ちょうど今日授業をやってきたのですけれども、例えば母子及び父子並びに寡婦福祉法というのがございまして、そこでは児童は二十歳未満という規定がなされています。それから、別の法律ですけれども、障害児の福祉手当がございまして、重度障害のあるお子様に対する手当ですけれども、これも二十歳未満の子どもに対してとなっているので、一般的には18歳未満を子どもとするというのが権利条約では言われているところではあるのですけれども、そこで区切ってしまう弊害みたいなものをどのように考えていくかというのはあるかなと思います。</p>
<p>野村会長</p>	<p>ありがとうございます。資料の2ページを開いていただくと、自治体の条例の規定があって、例えば豊田市の子ども条例では、「この条例で『子ども』とは、18歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人を含みます」という規定の仕方をしていいます。</p> <p>一番最初は川崎市だったと思いますけれども、「18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」という形で、詳しく規定しているわけではないのですけれども、同等に認められる者という形で規定されております。</p> <p>やや論争的に言うと、今検討している条例を子ども若者権利条例とすることもできなくはない。そういう選択肢もあります。ただ、そうすると、若者についてちゃんと書かないといけないのです。要するに、子若法で今基礎自治体が行っている相談事業なんかは、言わば要対協をそのまま引き写しにしたもので、出口が見えない形で相談を受けている関係で、人は来るけれども、実質的な効果を上げていない部分は結構あるように思います。なので、やるのであれば、本気でやらないといけない分野かなと思っています。</p> <p>特に、自立がなかなか難しい若者は相当数いて、就労につなげていくといったときに、中間的就労をどうするかであるとか、あるいはそういう人たちが生活保護以下のものになっていくということがあって、アンダークラス化と言ったりしている人もいますけれども、そういう若者の問題は深刻で、あと若者の意見を取り入れる場所もあまりなかったりするので、そういうふうにと考えると、子ども、若者に関しての条例ということも選択肢としてはあります。</p> <p>ただ一方で、国連子どもの権利委員会では、今、国際的に子どもを若者としているところが結構増えてきているようです。子ども若者権利法、子ども若者法みたいな。これに関して、国連子どもの権利委員会は、若者を含むことについて相当警戒感を持って見ているとの情報が入っ</p>

	<p>ています。一緒にしないほうがいいという見方をしているのもあります。私は、どっちがいいかというのはちょっと判断がつきかねていますが、そういう問題があるということになります。</p> <p>いずれにせよ若者の問題を真剣に考えた上でこの条例をつくっていかないといけないと思うので、ぜひ考えていただければと思います。今のところ少し分けたほうがいいと。分ける理由としては、別であろうからと。ただ、一方で、年齢でビシッと区切ることによって漏れてしまう問題があるから、そこは何かの手当てが必要であるというご意見が多かったように思います。</p> <p>ほかにありますでしょうか。</p>
板垣委員	<p>先ほどおっしゃった若者の中でも、子ども時代に解決できなかった問題を引きずっている若者、そういった方は、18歳未満とか、二十歳未満に関わらず、個別対応は難しいかもしれないのですけれども、フォローしていくのがいいのかなと私は思いました。</p>
子ども家庭部長	<p>区の今の若者施策の状況については先ほど子ども政策担当課長から申し上げたとおりではありますけれども、これはいろいろな考え方もあるのだろうなと思いつつながら、若者に対してのアプローチがこれからかなり求められてくるのだろうなということは、区としてもそういう機運が高まっているという状況は認識しています。</p> <p>今皆さんのお話を伺っていると、それぞれの福祉サービスの対象とする、しないというところに関しては、それぞれ個別の法律なり制度の中でしっかり保障していくべきサポート、サービスをどこまでするかという議論はそれぞれの分野でかなり密にやられていることだと思いますし、もしご発言していただけるようであれば、若松委員が恐らく児童養護施設の今の現状についていろいろと実践されているところだと思いますので、それぞれの福祉サービスの中では蓄積がいろいろあるのだろうなと。</p> <p>ただ、子どもの権利といったときに、いわゆる基本的な人権の部分はどう保障していくかという話の中で、どこまでを対象とするのかというのは、まさに今日皆さんからいろいろご意見を頂く中で、そういう考え方もあるのだなということを改めて気づかせていただいた部分もあります。まさにこういう論点の部分をしっかりご議論いただいた上で、どのような形でおまとめいただくかというプロセスがすごく大事だと思いますので、いろいろご意見を頂けたらなと改めて思った次第です。</p>
若松委員	<p>児童養護施設、聖友学園の園長をしております若松です。私は、実は大学を卒業してすぐ聖友学園の指導員として子どもと直接関わる仕事をしておりまして、30年前は児童養護施設は18歳になったら、基本的にはいかなることがあろうとも無理やり自立に向けて押し出される存在だったのです。でも、今はそれが二十歳までの措置延長、年齢制限の撤廃ということで、いろいろ使えば施設に幾つまででもいられる状況にはなってきました。</p> <p>なので、児童養護施設ということで考えると、年齢はかなりグレーな感じですけどいく可能性はあります。児童養護施設の子どもの問題というのは、自立に向けて一歩踏み出すことができなくてひきこもってしまうとか、そこからなかなか巣立ってないという問題も多いと思いますし、虐待とかを受けた状況において、精神的な問題がなかなか解決されないという複合要素もあるかとは思っております。</p> <p>そういうことを加味して、でも、先ほどおっしゃってくださったよう</p>

	<p>に、児童養護のところでは、その子たちの自立のために杉並区はどんなことを考えようとか、そういうやり取りはされているということもありますので、年齢においては 18 歳とか、どこかで区切って、ここに豊田市とか、西東京市とかのをいろいろ書いてありますが、18 歳とはするけれども、それだけではなくて、何となくそっちに当てはまるような方々も対象になっていくのだよということがうたわれていれば、私はいいのではないかと考えました。</p>
野村会長	<p>一通りご意見を伺えたように思います。どうもありがとうございます。</p> <p>ただ、答申案を今後考えていかないといけないのですけれども、例えば 18 歳未満を中心とする条例にしたからといって、若者施策を軽視するものではないということはきちんと答申案に書いていったほうがいいかなと思います。</p> <p>福祉サービスはもちろん法律で決まっているので、それは粛々とやっていくことになると思うのですけれども、独自の施策というのは、いろいろな自治体で先進的にやっているところも結構あります。就労関係でいろいろな工夫をしながらやっているところもあるので、本当はそういうものをきちんとやっていくことを後押しできればとも思うのですけれども、いずれにせよ軽視するものではないということをどこかに明記できるような答申案にできれば、今日の議論は生きるものになるかなと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>そして、権利の問題であるとか、大人の役割というのは、ぜひ皆さん具体的に考えてきていただく必要があるように思います。</p> <p>それから、区の重点施策については、次回にでも杉並区から、こんなことを重点施策にしているということを少し情報提供いただければここで議論がしやすいと思いますので、次回、お願いできればと思います。</p> <p>一方で、区としてこの子ども施策を推進していく仕組みを 1 つ考えなければいけないのかなと思います。これも杉並区の重点施策を聞きながら考えることができたらと思いますので、最後の「権利の侵害に対する『救済機関』」について皆さんがどう考えておられるのかということについてご意見を伺えればと思います。</p> <p>情報提供としては、先ほど申し上げたとおり、2019 年の国連子どもの権利委員会の勧告ベースでは 33 ということになっていますが、現在、40 ぐらい、いわゆる子どものオンブズマンのようなものが出来上がってきています。近隣でも結構できていて、武蔵野市、中野区、西東京市もありますし、豊島区、目黒区はありますが、あまり動いていないかもしれません。あと、江戸川区にもできたりと、東京都内では結構できてきているところがあります。</p> <p>役割としては、相談に対して解決の方向で働いていくという 1 つ大きな柱があります。</p> <p>各国の状況を見てみると、子ども、あるいは子どもに関わる大人からの相談は受けるけれども、個別救済はやらないところが国ベースですけれども結構多いです。いわゆる北欧の子どもオンブズマンというのは、必ずしも個別救済をやっているわけではないです。ただし、子どもからの相談とか申立てには道は開かれています。</p> <p>何をやるかということ、子どもに関わるようなものについて制度改善を促していくのが各国のトレンドになっています。子どもオンブズマンとか、子どもコミッショナーという名前がついていますが、ノルウェーを</p>

	<p>中心とした子どもオンブズマンを含めて、どちらかといえば制度改善に力を注いでいるということがあります。</p> <p>そういった中で、個別救済までやっているのは、ポルトガルとか、スペインとか、南欧のほうにあるのと、私が調べた中では、ヨーロッパではアイルランドです。それから、近隣でいうと、韓国の国家人権委員会の子どもセクションというのがありますが、子どもからの申立てを受けて個別の救済を図っているというのがあります。</p> <p>日本の場合には、2000年にできた川西市の子どもの人権オンブズパーソン条例が各自治体に影響していて、これは個別救済を中心に据えているので、今、日本の自治体で行われているのは、ほぼほぼ相談、個別救済が大きな柱になっていて、むしろ制度改善は意識としてちょっと薄いところがありますが、ただ、位置づけはされているので、1人の子どもに対しての問題が他の子どもにも影響するような場合には制度改善を促すようなことをやっています。</p> <p>ちなみに、私は中野区の子どものオンブズマンをやっていますが、中野区も1事例、病児保育の問題について、相談から区に対して制度改善をするようにという勧告をした事例が1件あります。</p> <p>それからもう1つ、この相談救済機関の大きな役割としての子どもの権利の普及啓発は必ずしも十分認識が深まっていないと思います。ただ、各国のものを見てみると、子どもの権利の普及啓発に非常に力を注いでいることが分かります。例えばアイルランドではアドバイザリーパネルという形で子どもたちからアドバイスをもらって、いろいろなテーマについて子どもたちと一緒に考えていたり、実現していたりしているということもあります。例えば国内で言うと、西東京市では子どもの権利救済委員というのが中心になって、学校に向けて条例の副読本をつくって、その副読本をベースに権利救済委員が、小学校に子どもの権利の授業に回っていたりするというので、権利の普及啓発にも力を注いでいるということがあります。</p> <p>ただ、救済機関をつくるということになると、杉並区だと多分3名ぐらい委員を用意しないといけないのと、相談・調査専門委員というスタッフ、中野区でいうと4人いることになってはいますが、そういう体制をつくるというので、区の財政的にはそれなりに大きな支出になっていくということがあります。</p> <p>そういうことを含めて、これを設置することについて皆さんどうお考えなのか、少しご議論いただければと思います。いかがでしょうか。</p>
谷村委員	<p>質問ですけれども、この救済機関の委員に子どもがいる事例、子ども自体が委員になっているという事例は。</p>
野村会長	<p>それはないです。ただ、先ほど申し上げたとおり、アイルランドではアドバイザリーパネルという形で、オンブズマンが子どもと一緒にいろいろなことをやるということはやったりしています。中野区では、それを私はやりたくてしようがないのだけれども、なかなかうまくいかない部分もあってというのはあります。</p>
谷村委員	<p>理想としては、専門家だけではなくて、子どもも委員に含まれているのが理想かなと思います。さっきの意見聴取であるとか、私も子どもたちと関わる機会が多くて、今、武蔵野市のムサカツに関わっていたりするのですけれども、そこで出てくるのが、「僕らがどんなに意見を言っても、大人は絶対聞かないから」という諦めの声がすごく大きい。諦めだったり、怒りみたいな。結局、大人だけしかいない救済機関は信用さ</p>

	<p>れないのではないかと考えているので。</p> <p>この制度設計をするに当たって、子どもたちから本当に自分たちの権利を守ってくれる、自分たちのための条例であると、大人たちは信頼されないといけないのではないかと考えているので、その1つとして、子どもが委員として救済機関に入ることはすごく重要ではないかと思いました。</p>
野村会長	ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
増田委員	<p>この個別救済機関ですけれども、これだけ今いじめですとか、不登校ですとか、ヤングケアラーの問題などが毎年毎年深刻になっていく中で、できるだけこの救済機関が網羅的な役割を果たせるものにつくっていければいいかなと考えております。</p> <p>たしか先生が、今回の杉並区の条例はこれがスタンダードになるようなものにしたいとおっしゃっていたと思うのですけれども、そういう意味でも、相談もあり、個別救済もあり、普及啓発の活動もするようなものを目指すのがいいかと思えます。</p>
野村会長	ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
向井委員	私も設置が大前提だと思っておりました。私は意見聴取で3校行きまして、先ほど板垣委員もおっしゃっていましたが、子どもたちは本当に意見が言いたい、よくぞ来てくれたぐらいに大歓迎されてしまったのが驚いたのですね。子どもたちは自分たちも参加したいという気持ちをすごく持っているのだなと本当に感じたので、せっかく条例をつくるのでしたら、それを動かしていくための機関としての考え方も含めて、ぜひ設置の方向で、財政的に大変かもしれませんが、それも含めて本気度を見せるということで検討できればなと思っておりました。
曾山委員	私も設置をしていただきたいと思うほうからですが、子どもが相談窓口のプリントを学校からよくもらってくるのですね。こういう場合はここに、こういう場合はここにというのが、A4、1枚ですけれども、本当に小さい字でごちゃごちゃすごくいっぱい書いてあるのです。これは子どもは見ません。しかも、モノクロの刷り物だったりして、親が見ても潰れて見えなかったりするのです。本当に子どもが困ったときにどこに連絡をすればいいのかという、絶対的な窓口が1つあるとすごく安心するのではないかと思ったので、ぜひ設置をする方向で進めていただけたらと思いました。
野村会長	ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
谷村委員	<p>今お話を伺って思ったのが、「相談窓口」と言われると相談しにくくなるなと思ひまして、相談窓口は絶対大事だと思うのですけれども、そのデザインはすごくこだわらないといけないのかなと思います。</p> <p>私も大人になってからですけれども、いろいろと家庭で大変だったときにちょっと電話してみようと思ったことがあったのですが、何とかの電話と書かれていても、「この電話番号に押すか」みたいな感覚にどうしてもなるなと思ひました。なので、デザインがすごく大事なかなと思います。</p>
野村会長	<p>ちなみに、中野区では条例上は「子ども相談室」「子どもの権利救済委員」で、福祉オンブズマンがある関係で「子どもオンブズマン」にしたのですけれども、相談室については子どもたちから募集をして、あとマスコットキャラクターも募集をして、このたび「相談室ポカコロ」になりました。「ぽかぽかした心」の略で「ポカコロ」。子どもたちとワークショップ</p>

	で選んだのです。西東京市もそういうふうやって、それは「ほっとルーム」になりました。各自治体、結構工夫はしているようです。
谷村委員	確かに子どもたちとつくるのはいいですね。あとは、それこそ負担が大きくなってしまふのかもしれないですけども、気軽にポツリと話せるような関係性だったり、それは救済機関ではない形かもしれませんが、子どもたちを待っているのではなくて、出ていくみたいなこともあればいいのかなと思いました。
野村会長	ちなみに、国立市の子どもオンブズマンは、近くに「矢川プラス」という、子どもがかなりハードに遊べるような児童館があるのですけれども、そこに出張して誰でも相談室みたいなことで定期的に行って話を聞く、なんていうこともやっています。いろいろ工夫次第で何とでもという感じかなと思います。 ほかにいかがでしょうか。
板垣委員	子どもたちはネットというか、スマホでいつの間にかLINEのチャットルームをやっていたりするので、そういった手段、すごく件数が来てしまうかもしれないのですけれども、インスタグラムだったり、Xとか、LINEのチャットルームとか、すごくかわいらしい感じで、しかも安全な感じで誰でも参加できるようにすると、例えばQRコードがあって、これを読み込んで見てねとかいうふうにすると、子どもたちは割と参加しやすいのかなと思いました。
野村会長	ありがとうございます。意外と学校で配るオンブズマンレターというのが効果的で、子どもたちはまだ鉛筆で書く文化がきちんとあって、いっぱい来るのですよね。返事がなかなか大変で。「こういうことに悩んでいたんだ」というようなことがあって、改善に進んだものも結構あったりします。だから、意外と手で書くのがよかったです。
田村委員	私も基本的に設置していただきたいと思っていて、まさにデザインのところをどうするか次第で、成功するかどうかということだと思っています。 その中でも、普及啓発は大人も含めるべきだろうなと思っています。本当に権利が侵害されて傷ついている子どもたちは、自分1人で知らない擁護委員会の方に「助けて」と言いに行けるかということと本当に難しいと思いますので、権利を侵害した方ではない周りの大人の方がこの擁護委員会につなげてくださるような、大人にとっても、自分1人ではこの子を守れないというときに頼れる存在であることが広く浸透することが必要なのかなと思いましたので、ぜひ普及啓発も幅広くしていただきたいなと思っています。
野村会長	ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
高木委員	皆さん、言ってくださったことは全く大賛成です。権利もそうですけども、知らないことによって、知らないがために不利益を被っている子どもさんがたくさんいると思うのですよね。親も含めてですけども。ヤングケアラーで、飲んだくれの母親とか父親の面倒を見て、そういう子が中学生になったり高校生になって、下の子の面倒を見ている子もいて、それも言えなくて、どこに相談していいか分からない。そんな状況が子どもを不幸にするのであって、それこそそんな子どもは児童養護施設に行ったり、里親に預けたほうがよっぽどましだと思うわけですよ。 だから、その窓口がどうかということも小学校の低学年のうちから、

	何かあったらここに電話したら何とかなるという窓口を、それこそさっきの「ポカコロ」みたいに、堅苦しい名称ではなくて、キャラクターが入っているものなんかも含めて啓発していくことにも力を入れていければなと思った次第です。
野村会長	ありがとうございます。
谷村委員	あと、本当に困っている子どもがアクセスできるかというのが今のお話を伺っていてちょっと気になりまして、例えば家庭で何か困っていて、こういうところに連絡しようとして、でも、家庭にいると親の目があって連絡ができない。学校にいる間に連絡しようと思っても、スマホを出すと先生に怒られるみたいになってくると、いつ子どもたちは救済機関にアクセスするのだろうかということもあるなと思ったので、そういうところも考えた、アクセスの機会をどう保障するかということも大事だなと思います。
野村会長	<p>ありがとうございます。中野に行く前は西東京市で子どもの権利擁護委員をやっていましたけれども、そのときに、親から殴られるというので、家の電話を自分の部屋に持ち込んで電話をしてくれたことがあります。そうしている間に親が上がってきて、教科書を破り捨てるみたいなのがあたりという、そんなこともありました。</p> <p>あと、私がこういうものに関わる一番最初というのは、今、東京経済大学ですけども、その前は獨協大学というところにおいて、獨協大学が地域と子どものリーガルサービスセンターをつくったのですね。それは相談窓口です。地元が草加市ですけども、草加市と一緒に小学校にカードを配ってもらいました。そうしたら小学校1年生の子が電話をかけてきて、「知らない人が来て、午後から電気が止まるからねと言われたのですけれども、本当に電気がつかなくなってしまいました。どうしたら電気がつくでしょうか」という相談がありました。これはおかしいなと思って、一生懸命場所を聞いて、なかなかその場所が特定できなかったのですけれども、そこに行ったら、ネグレクトですよ。その子を連れてくることはできないので、「ちょっと学校に行こうか」と言って学校に行って、学校から児童相談所に通報したということがありました。連絡する手段というのは結構工夫する必要があると思いますけれども、そういうのを見て直接電話をしてきてくれる子どもも結構いたりしました。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。学校関係からもちょっと。</p>
増田委員	この擁護委員さんの役割を決めるときに、学校の先生方の理解を得るのがすごく大切だと思っております。今、学校で子どもが問題を抱えていたときに、担任の先生に相談しますと、取りあえずスクールカウンセラーとか、ソーシャルワーカーとか、本当は心の問題を抱えている子なのにソーシャルワーカーに回されてしまったり、その逆とかもあるわけです。ですから、学校の先生に、擁護委員というのは子どもたちにこういうことをしてくれる、相談窓口というのはこういうときに行っているところなのだよと、その親御さんもそうですけれども、学校の先生たちの理解を得ることも大切だと思います。
横田委員	学校現場としても、子どもたちの声を聞くときがよくあります。ただ、そういった子たちは本当に勇気があって、よく来てくれたねという状況なのですよね。もちろん学校で我々教員も含めてそれをしっかり理解して、子どもたちにこういった相談が受けられるよという雰囲気づくりも

	<p>もちろん大事ですけども、それを言えない子もいるのだろうなというのは日々思っているところです。</p> <p>そういった意味では、本当に小さいうちから遊びに行っている児童館にもこういったところがあるとか、さっきのアナウンスのこともそうなのでですけども、もっとやっていけるといいのかなと。ふだん身近に目に触れていれば興味を持たれると思うので、いろいろな部分の環境整備が今後必要なのかと思います。これはぜひ子どもたちにも周知していきたいし、こういった周知をしていくことは非常に大事だと思っています。</p>
佐野委員	<p>私は小学校ですけども、皆さんがお話しくくださったように、こういった救済機関をしっかりとつくっていくのはとても大事だなと思っています。なぜそうかという、教員もすごくその子に関わりたいし、また、その子が子どもらしく、自分らしく生きてほしいと思っているのですが、なかなかそれを解決してあげるといのが、教員としての立場ではできないこともたくさんあるのですね。ですので、できる限りそういったものを学校は見つけて相談を促すというか、こちらからも相談窓口と話していけるような場所があると、教員にとってもすごく心強い機関かなと思っています。</p>
若松委員	<p>とにかく学校をどう巻き込んでいくかというのが重大な命題だと思っています、学校の先生もそうだし、保護者にもどれだけしっかり理解してもらおうかということもまず大事だと思います。</p> <p>子どもから何かあったときに対応する機関は当然必要だと思いますが、それでも電話できない子もいるとなったときには、私は施設の立場としては、こっちから大人がちゃんとアウトリーチして、救いに行っただけでなく、あげなくてはいけないというのはまず第一だと思います。来なかったらどうにもできないということとはちょっと切り離して考えるべきだと思います。そこは今、区立の児童相談所を設置していくという流れもありますから、その中でどうカバーするかということと、いろいろなところから網羅しながら対応していくことが大事かなと思いました。</p>
岡野委員	<p>今、若松委員もおっしゃっていたのですが、学校をどうやって巻き込んでいくかということもすごく重要だと思っております、子どもの権利、自分がどんな権利があるのかというのを学校で発信する機会が義務づけられるというか、そういった機会をつくっていくべきではないかなと感じました。</p> <p>それと、虐待とかの児童に関しては、「189（イチハヤク）ダイヤル」というのがあるので、そういった形で、通常の番号ではなくて、簡単に押せる番号を設置すると、電話も何となくしやすいかなと思うので、もし普及活動でそういうダイヤルができるのであれば、189のように、3つかけただけでそこにつながるような、そういったダイヤルをつくっていただくといいかなと思いました。</p> <p>以上です。</p>
板垣委員	<p>今、子どもから発信するという話が多かったのですが、東京だと、おせっかいかなと思って口を出さないとか、そうかなと思っても、言いづらいというのがあると思うので、周りにはいる大人がもっとおせっかいをして助けようよみたいな、大人向けの発信も必要かなと。そうすると「ちょっとおかしいな」「いつも汚れているな」というのを、違っているかもしれないけれども言おう、窓口伝えようという啓蒙活動も必要かなと思いました。</p>

<p>新藤副会長</p>	<p>皆さんのお話をお聞きして、多分できそうだな、いい方向だなと思いつながらお聞きしていました。実際は学校とのトラブルで相談されることも多いですし、保護者とのトラブルで子どもがヘルプを出してくるということもあります。大人の本気が問われるというか、学校や家族の中で解決することが難しくて来る。それがどんな内容であったとしても、まず聞いて、そこから救済措置みたいな形になっていくのか、その子と話をしていく中で解決していくのか、いろいろなやり方があるかとは思いますが、私を知る限りでは、野村先生が擁護委員をされているように、すごく専門性が高い方だったり、いろいろご経験がある方だったり、どういう人を擁護委員とするのかということでは結構大事ですし、また、学校や保護者やいろいろな多機関を渡り歩くではないですけども、そこで子どもの権利のために対等にきちんと意見を言えるような、あるいは聞いてもらえるような、そういう制度設計にする必要があるかと思しますので、箱だけつくって機能しないというようにしないためには、そういったところが重要になってくるのかなと思いました。</p> <p>あと、野村先生にお聞きしたいのですが、中野区で先ほど制度改善という制度をつくったというお話があったかと思うのですが、制度を変えていくということも、ぜひ個別救済だけではなくて入れるべきだろうと思うのです。例えば先ほど障害のあるお子さんについてということがあったと思うのですが、私の少ない知識では、行政が率先して動いたり、障害のある方の親御さんとか、ご家族とか、あるいは専門職のほうからそういった福祉サービスを充実させていく動きが出てくるというのが今まであるかと思うのですが、子どもの権利をベースに制度改善を促す、つくっていくというときに、どこから発して、どこに話をつけていって、どういうふうにつくられるのかなというイメージができなかったものですから、その辺りを教えていただけますでしょうか。</p>
<p>野村会長</p>	<p>今のご質問も含めていろいろお話をすると、まず、他の相談機関とどう違うのかということとはよく聞かれます。例えば他の相談機関にどういったものがあるかということ、教育相談であったり、心理相談であったり、あるいは法律相談であったりという相談機関が結構あります。そういう専門的な相談機関は社会的な資源としてはとても大事だと思うのですが、例えば子どもに関しての法律相談をやっていると、どういった方が相談に来るかということ、典型的には「訴えたい」と言って来るわけですが、でも、話を聞いてみると、ちっとも訴える話ではなかったり、ほかに主訴があったり、ほかに困っていることがある。</p> <p>どうして「訴える」と言って来るかということ、「訴える」と言って相談に来ないと相手にしてもらえないとどこかで思っているからそうやって来るのですよね。ということは、専門相談機関はとても大事ですけども、専門相談機関に相手にしてもらうためには、専門的な問題として相談に行かないと駄目だとどこかで思っている。大人も多分そうだと思うのです。</p> <p>つまり、相談者に問題を整理してこいと投げかけているのが専門的な相談機関。けれども、相談する人は何に困っているか分からないから相談に来るとい人も結構いて、救済機関としての相談機関はそういう人からの相談を受ける。なので、相談を受けて、何の問題なのかということをごちらが考える。子どもと「こういうことかな。こういうことだよ。何ができるのかな。」ということを子どもと一緒に考えていきなが</p>

ら解決の道筋をつけていくという、そういう相談機関なのかなと思って
おります。

それから、学校は特にオンブズマンが入ることを警戒されることが結構多いのですけれども、基本的には「けしからん」と言って入っていくことはほとんどないです。みんな子どものことについて考えているのは一緒なので、そこ的一致点で入っていく。特にオンブズマンというのは、子どもの意見や考えを代弁する役割があるので、学校ではそう言っていなかったかもしれないけれども、この子はこういうことを考えているのですよということを伝えに行くところから始まるので、そういう意味では一緒に考えていきましょう、という働きかけをしていく。オンブズマンの最終的な権限として、例えば勧告であったり、意見表明であったり、いろいろなことがあるのですけれども、多くの場合、そういう調整のところで解決していくことが多いように思います。

それから、今のお話ですけれども、例えば中野区の病児保育の問題は、病児保育は結構自治体の裁量に委ねられていて、法律で示されている病児保育の要件は3～4件くらいあって、その他という例外がついているのだけれども、中野区はその例外を規定でしていなかったのです。なので、そこから漏れてしまうという事例がありました。こういう状況にあるということをまず伝えに行った上で、区として何ができるのかをまず考える。権限を持っている機関がまず考えてもらう、あるいは正常に動いていくことを促していくことが役割だと思っていて、そこから入っていく。

そういった中で、調査の中では中野区以外の、ほかの区がどうしているかということ調査しないと23区は動いてくれないのですよね。「多摩でどうやっているか」と言う、「多摩ですか」みたいになってしまうのだけれども、ほかの23区がどうなっているのかを調べていくと、必ずしも中野区のように限定的ではないところがいっぱいあるということが分かって、ほかの区はこうなっていますと伝えました。

そうなってくると、中野区としても条例をつくった手前もあって、改善していかないといけないと職員たちも思うのですよね。そういったときに、オンブズマンを利用して自分たちがやったほうが良いと思うことを実現することも大事ですよと区の職員なんかにお話しして、そういうやり取りの中で最終的に勧告を出すのですけれども、勧告を出すときには区もやろうと考えている、そういう状況にあるのが少なくとも病児保育の問題でした。なので、その至るプロセスは結構重要で、単に「けしからん」「やれ」と文句を言いに行く機関では決してないと思っています。

ちなみに、アイルランドでも、調整という言い方はしていなかったですけれども、そういう働きかけ自体がいろいろな問題を解決していくことになっていくと言っているのです、あながち国際的にもそんなに違いはないなと思ったりもしています。そういう働きかけのことをこの世界ではオンブズワークと言っているのですが、オンブズワークとは何かというのは結局誰もよく分からなかったりして、なので、こういう救済機関を持っている自治体で交流をしながら、オンブズワークを深めていっているというのが今の現状ですかね。

かつ国立市は弁護士2人がやっていますけれども、ほかのところは大体委員は多職種です。それは専門性を生かすと同時に、子どもの問題は1つの専門でできるはずもなく、それぞれの専門に限界があるという

	<p>ことを理解した上で、多職種でいろいろ知恵を出しながらやっていくというのが委員のメンバー構成になっています。なので、調査、相談のスタッフも多職種で、福祉系がいたり、心理系がいたりという、そんな形になってやっているということです。それでも悩ましいことは結構あって、今日も来る前にケース会議をやってきましたけれども、子どもの問題は子どもを中心にして考えるというのは、そういうことなのかなと理解をしております。というのがオンブズマンの現状みたいなお話になります。</p> <p>ということで、設置したほうがいいというご意見が多かったように思いますが、そういう方向性で考えるということでもよろしいですかね。ありがとうございます。ということで、今日は「子ども」をどう考えるかという条例の対象、そして救済機関について考えさせていただきました。</p> <p>今回は、子どもの権利をどう表していくのかということと、子ども施策の重点部分と、それをどう回していくのかという仕組みについて皆さんと考えることができると思います。今日はやや時間を取らせていただきましたけれども、結構重要な箇所であると思われましたので、いろいろご議論いただきありがとうございます。</p> <p>さて、あと10分ぐらいですけれども、(2)はやりましたので、その他について、事務局からお願いします。</p>
<p>子ども政策担当課長</p>	<p>それでは、3「その他」ということで、2点ほど記載をさせていただきましたので、ご説明させていただきたいと思います。</p> <p>まず1点目、今後の進め方でございます。1回目の審議会のときにも一度申し上げたとおり、来年度、6月頃までの開催を予定しております。今日が、第3回目の審議会ということで、そうすると、あと4回から7回と事務局としては考えております。</p> <p>その中で、今日、この回で様々ご議論いただいた内容や、次回の今、会長からお話がありました区の責務ですとか、具体的な取組内容、子どもの権利はどういうことを記載していくかというところのご議論を踏まえて、答申案の作成に入っていくかなと思います。</p> <p>その際に、こういった形でその案を作成していくかということで、例えば1つの手法としましては検討部会を設置したり、そういったことも考えられるのかなと思います。もちろん会全体でご議論いただくということでも、大丈夫ですけれども、今後の進め方に当たっては、次回までのご議論いただいた内容も踏まえて、どういう形にしていくかというところも今後、皆様方にいろいろご意見を頂きながら進めていきたいと考えております。</p> <p>それに併せて、子どもワークショップ以外の意見聴取の取組は、一旦昨年の12月で終了はしたのですがけれども、そのほかに、例えば本区には養護学校、特別支援学校がございますので、そういったところですか、あと、日本語教室の小学生はやったのですがけれども、中学生を対象にですとか、先ほど若松委員からもありましたが、児童養護施設ですとか、障害をお持ちのご父兄の方がいらっしゃるの、そういったところなどで調整をしていきたいと考えております。</p> <p>関わりのある委員の方がいらっしゃいますので、そこは会長、副会長とご相談をさせていただきながら、事務局から改めてお願いをさせていただきたいと思っておりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>

	<p>次に2点目、第4回以降の開催日の確認とご相談でございます。</p> <p>まず、第4回目ということで、これは事前に皆様方にメールさせていただきましたとおり、2月15日木曜日でご連絡させていただいております。皆様方、会長、副会長を含む皆様方のご予定を確認させていただき、この日でやらせいただければと考えております。</p> <p>第5回目ですけれども、これは3月14日木曜日と18日月曜日の日程で候補日をお示しさせていただきました。私どもの区議会の開催日と関係してくるところもございまして、もし可能であれば3月14日木曜日を第5回目の開催日とさせていただければと思います。可能であれば今この場で決めさせていただければと思うのですが、何かご予定がございましたらご発言を頂ければと思います。</p>
子ども家庭部長	<p>今後の進め方のところで少し補足的にお話しさせていただきます。</p> <p>残り4回ということが大きなスケジュール感としてはあって、年度内にあと2回、年度が変わって2回開催をさせていただいて、最終的に答申という形でおまとめいただくような全体のスケジュールということです。</p> <p>その過程において、この審議会を設置する条例の中にも部会を置くことができるようになっておまして、委員の中から会長が指名する方で部会をつくっていただいて、少し突っ込んだ内容をもう少し少人数でという必要がある部会を設けることができるということになっておりますので、それについての取扱いはまた次回に向けて、会長、副会長と少しお話をさせていただくということです。</p> <p>それに加えて、子どもたちからの意見聴取り現場の状況を実際に委員の方に見ていただくことは引き続きやりたいと思っております。学校での取組は教育委員会に真摯にご協力いただいて、いろいろな学校に足を運ばせていただきまして、私も幾つか行って非常に勉強になりました。</p> <p>ただそれ以外に、例えば障害のあるお子さんの現場であるとか、あるいは児童養護施設で暮らしている子どもたちの状況を私たちとしてどう把握をするか。また、子ども日本語教室の小学生の部は見に行っただけですけれども、中学生の部はまだ見に行けていないところがあったり、それ以外にも皆さんで自分はこちらに行ってみたいなということがある方については、その橋渡しみたいなことを私たち事務局でも積極的にさせていただきますと思っています。</p> <p>全ての委員の方に、実施する意見聴取りの全部に関わっていただくのは、時間的にも、また、こちらの作業的にも限界があるところではありますが、ただ、ぜひあそこの現場を見に行きたいということがあれば、委員の方が直接そこの団体なり施設にお電話してアポを取るみたいなことが難しい状況であれば、事務局から橋渡しをさせていただくことは可能です。とにかくこの審議会は子どもの状況、意見を聞くということなしには進められないということは、最初から皆さんもそういうご認識でいただいていると思うので、それについては最後までできる限りの取組をしていきたいということで、今後の進め方についてのところで補足的に申し上げました。よろしくお願ひします。</p>
野村会長	<p>よろしいでしょうか。何か。</p>
曾山委員	<p>今お話を伺っておりまして、子どもからの意見聴取りの取組・内容について、今までずっと小学校に通っている子どもが中心で考えられているよ</p>

	うなのですけれども、中学や高校については何かそういった取組はされないものでしょうか。
子ども政策担当課長	中学校につきましては、一度、2回目でしたか、高円寺学園での取組をご報告させていただいたのですが、その後も調整はしているのですけれども、なかなか日程が合わなかったりとかもございまして、今のところはまだ予定はございません。ただ、委員のおっしゃるとおり、もし手が挙げれば対応していきたいと思っておりますので、そこは継続して協議を進めていきたいと思っております。
谷村委員	高校は。
子ども政策担当課長	今のところ、形は多少違うのですけれども、8月に行ったワークショップは区内の中高生を対象に行いました。今、全4回で実施しているワークショップも中高生が参加していますので、可能な限り、学校という単位ではなくとも、対応していけるような形を継続して取っていきたいと考えております。
谷村委員	声かけしてもいいのですか。知っている高校とかにこういう機会をつくりませんかという。
子ども政策担当課長	例えば先ほど部長からお話しさせていただいた橋渡しのお話ではないのですけれども、こういったところでもしできればということがございましたら、ご相談いただければ日程等々確認させていただきたいと思えます。
谷村委員	ありがとうございます。この論点も子どもたちと考えたいなと今日話をしながら思いまして、既に予定があるのか分からないのですけれども、なければ、何かそういう機会がつかれたら、私たちが考える中でも貴重な意見が出そうだなと思えました。当事者です。 あと最後。このユニセフの子どもの権利条例の資料を見ていてふと思ったのが、30条に「少数民族・先住民の子ども」というのがあって、なるほどなと思ったのです。首都圏にアイヌ民族の方が少なくとも1万人以上住んでいると聞いていますので、杉並区内でもきっとアイヌ民族のお子さんがいらっしゃるのかなと思ひまして、そういう部分もちょっと忘れてはいけない部分かなと思ひました。 以上です。
野村会長	並行してワークショップをやる予定になっていて、そこで条例の各論点をすり合わせていくというふうになるかと。それだけ持って行って、「どう？」と聞いてもあれなので、子どもたちがいろいろ意見を言える雰囲気をつくる中で接合させていければいいなという話は事務局とさせていただいております。そこに参加することについて、「行ったら？」という声かけは、ぜひいろいろと進めていただければと思います。なかなか人を集めるのが大変なので、よろしくをお願いします。
向井委員	そのワークショップと今後も続くであろう意見聴取の場で、子どもたちに「子どもって何？」という、先ほどの話をぜひ聞いていただきたいし、聞きたいなと思ひました。そして、今まで回ってきた学校で聞けばよかったなと思ひました。子どもたちが一体何歳までを子どもと思っているのか、「子ども」とは何かという定義を子どもたちに聞いてみたいので、ぜひ入れていただければと思ひました。 以上です。
増田委員	より多くの子どもたちの意見を聞くということで、先ほど高校生の声がなかなかまだ聞けていないというのもありますし、あとは不登校とか

	ひきこもりの子で言いますと、杉並区にもフリースクールがあると聞いています。そういったところでももし機会をつくっていただければ、そういう子たちの意見も聞きたいと思います。
野村会長	<p>ありがとうございます。結構時間が過ぎましたが、今日はたくさんご意見をお伺いできたように思います。まとめさせていただいて、次回の議論につなげていければと思います。</p> <p>ということで、2時間と予定していましたが、若干過ぎましたけれども、今日はこれで終わりたいと思います。今日はどうもご苦勞さまでした。</p>